

義理大権現



古文書よりの考察

徳島県阿南市加茂町



宗教法人

お松権現社

平成二十二年十月吉日

◆お松大権現（義理大権現）古文書よりの考察

お松大権現の伝承は、昭和初期の春子大夫一座による芝居での興行が、県下各地で喝采を拍し、お松の実名での公演によるその影響もあり、お松大権現、猫神さん、加茂後家はんと呼称もさまざまであった。これまでは義理大権現として祭祀されていたが、この時期より（お松大権現）に改号している。

現在のお松権現社に掲げられている【御由緒】は、夫惣兵衛の天和元年（1681）十二月二十七日の死去より、お松終命の貞享三年（1686）三月十六日までの四年3ヶ月余りの生涯である。この生涯を口伝と共に代々の庄屋によって伝えられ、義理権現として祭祀してきた経緯が残されている。

その最も古い義理権現の記実は、九代庄屋阿瀬川新五郎重家により、安永二年（1773）に先祖代々の法名を書き写した一枚の紙片にある。（歴代法名書写参照）

お松の法名の下に小さく儀理権現と記されている。

お松終命より87年後の少なくともこの時より、すでに祭祀されていたという確証である。

また、現在の本殿には、奉造立義理大権現神威自在祈所、享和元年酉天（1801）阿瀬川（ ）

施主、天保十年（1839）一宿寺鑿海^{ばんかい}、嘉永六年（1853）十一代宇一良、元治二年（1863）當村

弥三郎、慶応元年（1865）阿舍利（ ）十二代盛吉、明治十六年にも奉再建義理大権現一字威光自在祈所の木製の御札が収められ確認されている。

後世に残る多くの史料は、その時代の権力に迎合したものが多く中で、この祭祀の事実は身分制度との相対する背勢の中での事実である。

この時代の身分制度は、お上に対しての絶対的服従がその根幹であり、常態的に認識させ、洗脳し、これを強いたものである。

キリストの『人は皆、神の下では平等』と説く、その教えは当時の身分制度を否定したものであり、後にキリスト教の禁止令（1613）が布かれ、キリシタン弾圧の悲劇がもたらされている。また、阿波国那賀郡の丹生谷騒動（1819—1821）でも、その中心的人物は極刑に処せられ、墓碑を設けることも、筆紙に書き残すことすら許されなかった。お上に楯突く事は、絶対的服従を知らしめんがための（見せしめ）であり、これには厳しく容赦なく強権圧制の下、弾圧されている。

厳しい身分制度のしかも女性軽視のこの時代に、庶民である一女性を神格化し、儀理権現として祭祀している。この時代の神君家康公が東照大権現であり、同等の崇号である。身分制度を無視したこの事が、お上に発覚すればお咎めは必定である。

庄屋とお上より任じられた役職であり、人は誰しも己の保身を計るものである。儀理大権現の祭祀や、口伝（お上の裁きを不服としての抗議）には、お上を憚りながらも人としての相譲れない義の一分^{いちぶん}であり、それ相応の覚悟があつての事であろう。

身分制度に背いてのこの祭祀という由々しき事実は、その伝承にも信憑性を色濃くもたらし、その真相が解き明かされるかに思えてくる。

長い年月を経ての伝承には、脚色は否めないまでも、それには根拠があり、真実があることを否

定することはできない。

この伝承と古文書とを照らし合わせて、代々の庄屋の経緯やその背景にも迫れればと思う。

安永二己年（1773）歴代法名書写

九 雪岸休伯禪定門 離楓妙散の下に小さく儀理権現と記されている。

當今寶祚萬々歳 天下泰乎日月清明
國主安全屋宇堅固 三界萬靈爲大菩提
祖大久見中將兼光 以來運祖爲大菩提

阿國住以來代々各名

- 一 滿願寺殿 常法道雲 大居士 并 右内室灵
- 二 南宗院殿 巍山常雲 大居士 并 右内室灵
- 三 瑞光院殿 紫雲道清 大居士 并 右内室灵
- 四 永壽院殿 寂蓬常賢 大居士 并 右内室灵
- 五 貴運院殿 蒙庵兼三 大居士 并 右内室灵
- 六 靈光院殿 宗阜常仙 居士灵 并 右内室灵
- 七 永照院殿 西片宗傳 居士灵 并 探良院殿法輪 智亮大姉灵位
- 八 大蓮院殿 道源自得 居士灵 并 右内室灵
- 九 七宗入法印 心源良空 禪定門 并 右内室灵
- 十 八光片淨景 禪定門 并 直月妙婁 禪定元灵
- 十一 九雪片休伯 禪定門 并 離楓妙散 大姉 後理
- 十二 十義門良遊 齋望居士 并 月山領慈 光禪定元
- 十三 土實法宗觀 禪定門 并 一如直空 禪定元灵
- 十四 佛 覺瑞智本 西濱大進 芳玉幼苗 阿瀬川小治良
- 十五 土 淨圓直覺 禪定門 并 華光智貞 禪定元灵

西嘉三郎 并 重家一女

右各名爲菩提也

安永二己年壬春日書寫施主阿瀬川新五良

藤原重家

◆ 那賀郡加茂村庄屋

- 初代 兼衣 (兵衛丞) 丹生山の乱の功により政所に 元和2年12月28日 (1682) 死去
- 二代 吉治 (兵左衛門) 天正19年生 (1592) 寛文11年6月6日 (1672) 死去
組頭政所
- 三代 治重 (惣兵衛) (新兵衛) 慶長4年生 (1599) 寛永8 (1631) 勤役 延宝2 (1674)
4月3日死去
- 四代 泰重 (惣兵衛) 寛永13生 (1636) 寛文元 (1661) 勤役 天和元年12月27日 (1681)
死去 後妻仁木伊賀守之孫宅左衛門之女 (お松)
- 五代 家重 (傳五兵衛) 承應元 (1652) 生 天和2年勤役 享保20年 (1735) 8月15日死
去 組頭政所 この時より政所改め庄屋に
元禄10年藩主綱矩公 (1697) 享保3年 (1718) 蜂須賀修理太夫吉武
享保13年薬草奉行 植村佐兵衛治 本陣御宿
- 六代 頼重 (傳五兵衛) 延宝2年生 (1674) 享保11年2月28日 (1726) 死去
那東郡桑野邑東條佐渡守裔紅露興市兵衛之長男
妻於照 (家重ノ女) 享保11年2月28 (1726) 日死去
- 七代 英重 (傳五兵衛) 元禄14年生 (1701) 享保11年12月21日 (1726) 死去
頼重長男 組頭庄屋
- 八代 真重 (傳五兵衛) 宝永元年生 (1704) 宝暦5年3月25日 (1733) 死去
於左馬 頼重ノ女 西善右衛門妻 善太左衛門母
頼重次男 大龍院さまより組頭庄屋 俸禄20石
- 西善太左衛門 重家後見 宝暦5年 (1733) ー 明和3年 (1766) 組頭庄屋勤役
正重 (西常之丞) 頼重3男 正徳2年生 (1712) 安永年7年6月26日 (1777)
死去 平嶋左衛門殿、樋口藏之助殿奉仕
安永7年正月 (1777) 家筋次第書執筆
- 九代 重家 (阿瀬川左衛門) 真重一子 寛延3年生 (1750) 宝暦5年 (1733) 勤役
明和3年 (1766) 後見御免 安永7年 (1777) 死去
重英公の許しにて阿瀬川に改姓 組頭庄屋
安永2年春 (1773) 歴代法名書写 儀理権現
重家系図著作
- 十代 吉良次 西善太左衛門二男 明和4年生 (1768) 天保3年7月25日 (1832) 死去
享和元年 (1801) 奉造立義理大権現神威自在祈所木札
- 十一代 宇一郎 寛政3年生 (1793) 元治元年 (1864) 死去
天保1年3月 (1839) 奉再建儀理大権現一字威光自在祈所木札
元治2年 (1863) 奉納義理大権現 当村 弥三郎木札
- 十二代 盛吉 天保2年生 (1831) 大正6年1月2日 (1917) 死去

泰重

号西新五郎寛永十三生寛文元年天
勤役付惣兵衛云天和元十二月二
十七日卒行年四十六歳法名雲岸
道号休伯居士

重時

号西長杵慶安元生後杰兵衛

道重

号西長重郎童子甲也

宗重

号西傳五兵衛策應元生寛西志摩
右衛門兼冬長子組頭政所役夜
師付享保二十卯八月十五日卒法
名義門道号良遊居士行年八十四
歳齋望堂号

女於照西傳孫衛頼重享保十二月七日法名一如真空大姉

女於長化渡正頼妻正徳三癸卯九月十四日死 同 自誓妙貞尼

女於三三枝壬午元衛門妻享保八月五日死 同 蓮室妙純尼

女於富寒川喜右衛門妻明和四月廿五日死 同 實受貞直尼

重胤 西役二郎甲也宝永七六月十六日死

法名智光遠空居士

頼重

号西貞之助延寶二生實那東郡桑
野邑東条氏一流狂露與市兵衛長
男勤役付傳五兵衛享保十一月二
月廿八日卒行年五十三歳法名實法
道号惣観居士

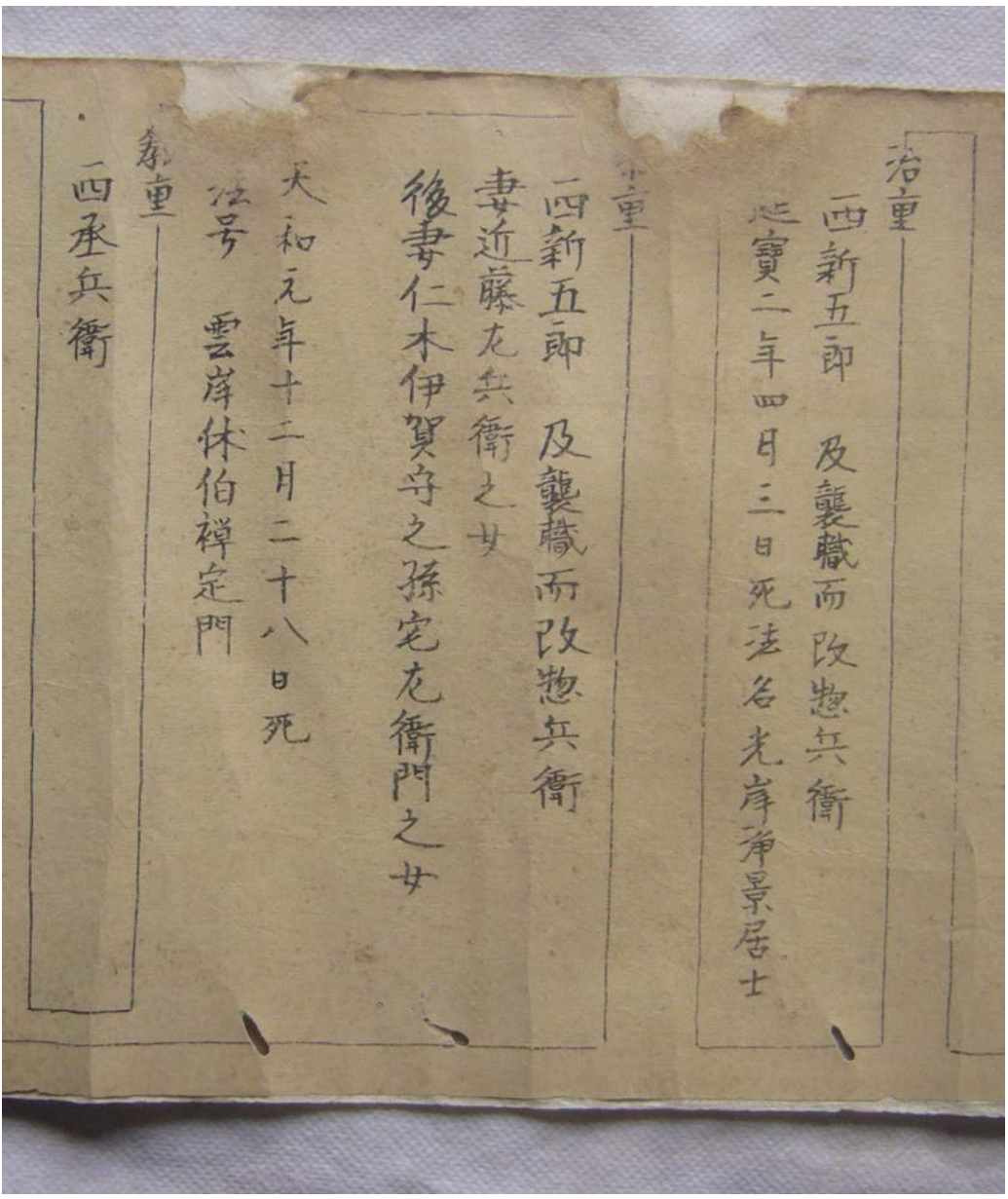
実重

号西湏之延後幅左衛門云亦惣兵

泰重

号西新五郎寛永十三年生寛文元天勤役付惣兵衛云天
和元十二月二十七日卒行年四十六歳法名雲岸道号休伯居士

▼参考史料として系図(大) 参照
四代庄屋(惣兵衛)の記述



泰重

西新五郎 及襲職而改惣兵衛
妻近藤左兵衛之女

後妻仁木伊賀守之孫宅左衛門之女

天和元年十二月二十八日死

法号 雲岸休伯禪定門

お松の記述は

▼系図(大)の後妻仁木伊賀守之孫宅左衛門の女

▼重家書写歴代法名(1773)参照

▼仏壇祭祀の位牌 参照(年代不明)



表



裏

以上の史料により

お松の夫（惣兵衛）泰重が寛永十三年（1636）生れ、寛文元年（1661）勤役後惣兵衛に改名、天和元年（1681）十二月二十八日死去している。お松（仁木伊賀守之孫宅左衛門之女）は、夫の死去により、この日よりその運命は大きく変わるようになる。

お松には子が無く、家督を継ぐべき相続権がなかった訳で、この加茂の政所に留まることはできない。

葬儀を済ませれば早々にこの政所を明け渡し、郷里の大野村に帰るのが当時の定めであった。

峰須賀至鎮公が元和四年（1618）に制定の藩法（御壁書き二十三カ条）の一節には

『夫あい果て候女の儀、男子これありて親のあとを継ぐに居りかがりたるべし、倅これなき女はその身の覚悟に任せ郷里へまかり帰るべく、その節女子は母にあい付くべし。ただし右の在所にて縁に付け置く娘の儀は残しおくべき事』 阿南市史近世より抜粋

お松は郷里に帰れば平穏な日々が送れたであろう。だが、夫の死後、その事情を知る妻のお松でなければ対処できない未解決の一件があり、この政所に踏みとどまり、解決せねばならぬという強い意志が、悲劇へと歩むことになる。

そのいきさつが安永七年に書かれた（家筋次第書き）に伺われる。

これには初代兵衛丞が政所に任命されたいきさつから、九代庄屋重家阿瀬川左衛門までの履歴と経緯である。

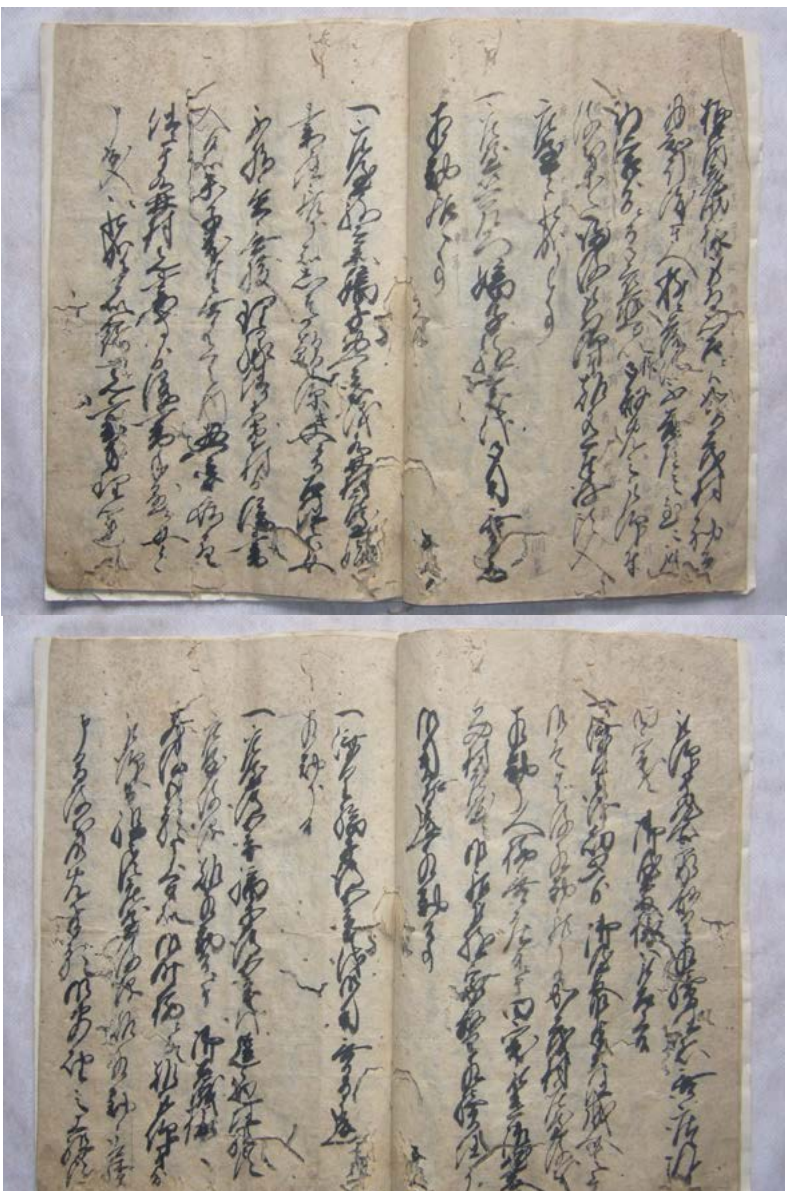
末尾には樋口蔵之助様下代西勝衛門様と記されていることから、お上に披見願うべく書かれたもので、その写しが残っていたのであろう。安永七年春 之丞

と記されていることから六代庄屋頼重の三男常之丞の執筆である。

▼家筋次第書（安永七年）には

その四代政所（庄屋惣兵衛の記実には、昭和二十九年に加茂谷村誌編纂の折、佐々心山先生の解説されたものを用いました

左写真は（家筋次第書原本）参照



解説文

庄屋新兵衛嫡子惣兵衛儀水井村庄屋娘妻二仕居り候処（ ）疑深き女にて召使下女不指置無
扱処理縁仕り大野村より後妻入り候処未子出生無之候内惣兵衛病死仕り候付水井村先妻方より
後妻（ ）女と申書入二罷成候処（ ）先妻方理運仰付然所家督相続仕者無庄屋内室共御屋
敷様へ被召上候

この文言には先妻方とは水井村政所（庄屋）のことであり、後妻とはお松のこと。

加茂村は樋口蔵之助さまの知行地で、御屋敷さまと呼ばれていた。

惣兵衛は水井村の政所娘を妻に迎えていたが、嫉妬心強く扱所なく離縁し、大野村より後妻（お松）を迎えるが、未だ子の出生無きまま惣兵衛病死する。伝承では、お松には子が無かった為に猫を可愛がっていた。この猫が後々怪猫として語られるている由縁である。

加茂村と水井村は同じ組村であり、組村は八カ村で構成され、支配組織の横への繋がりで、その組村の代表格が組頭庄屋である。お上よりの（お達し）は覚えとして書き写し次の庄屋に回し伝達する。また組村の庄屋は相互監視により、他村の不審な動向や違法性はお上への通告が義務付けられていた。文書の（罷る）とは退く、離れるの意。お松と政所に仕える下女の退出を意味し、水井村政所も、お松の夫の死後も郷里に帰らず、加茂の政所在居を怪訝に思い、藩法【御壁書き二十三カ条】の違法性を示唆した訴えであろう。

お松がこの政所に踏みとどまる決意には、伝承に言う、夫惣兵衛よりの金子借用に起因しての未解決の一件が残されている。この一件では、その事情を知る当事者でなくては争えない。お松は

夫の命を受けての兼ねてからの決意であったであろう。

惣兵衛の死後、お上（樋口内蔵助）は後任の庄屋に家臣の西傳五兵衛家重を任命している。

家筋次第書には水井村政所の書面での訴えを然るところと認めてのことであり、相続権のないお松とその家督は召し上げられ、後任の庄屋に任じられた傳五兵衛家重に預けられたとの解釈ができる。お松はこの時より加茂の政所の在居が認められたことになる。

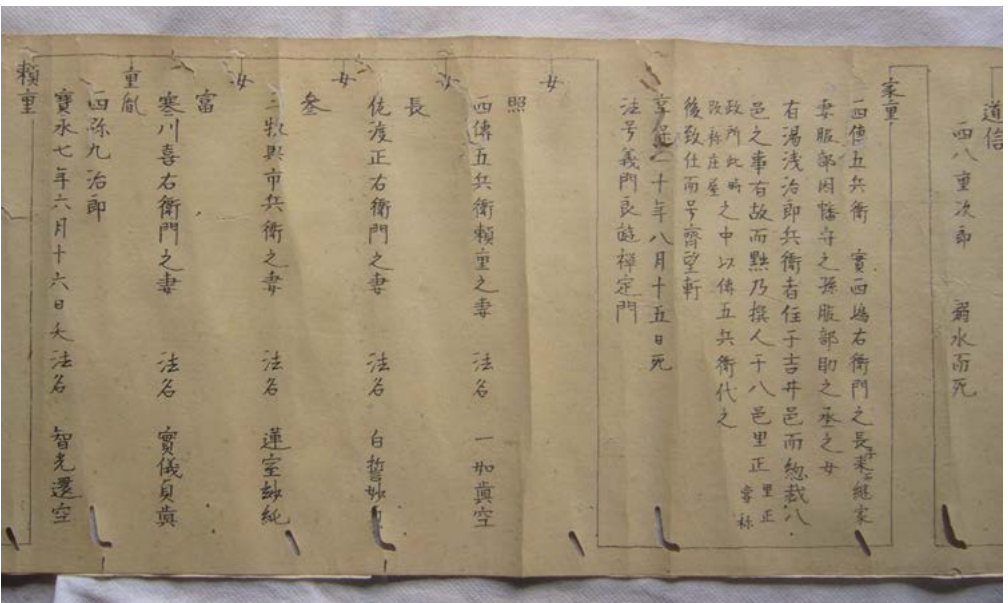
◆ 五代（庄屋）傳五兵衛家重の史料として

▼系図（小）参照

家重

号西傳五兵衛承応元年生ル實西志摩右衛門兼冬長子組頭政所役被仰付享保二十卯八月十五日卒
法名義門号良遊居士行年八十四歳齊望堂号

▼系図（大）には



家重

西傳五兵衛 實西嶋右衛門之長子而継家

妻服部因幡守之孫服部助之丞之女有湯浅治郎兵衛者住于吉井邑里正而総裁邑之事有故而（）乃

撰人于八邑里正政所此時嘗称改称庄屋之中以傳五兵衛代之後致仕而号齋望軒
享保二十年八月十五日死

法号義門良遊禪定門

一

女 照 西傳五兵衛頼重之妻

▼家筋次第書には

濟里代幼少より御屋敷御奉公仕成人之上御そば役相勤居り候加茂村庄屋役義相勤り人柄無御座
候に 被遣御屋敷より當村庄屋ニ御居被遊家督相続仕り御用無相過相勤候事

以上の史料から傳五兵衛家重は承応元年（1652）生れ、幼少より樋口家に奉公し、成人してよりお側役を勤めていた。妻は服部因幡守の孫助之丞の女、娘照がいる。

加茂村庄屋惣兵衛（天和元年十二月二十七日）の死去により、急遽、天和二年正月には庄屋就任が命じられ、その家督を継いでいる。

この時よりお松は加茂村の庄屋傳兵衛夫婦と生活を共にし、その命日となる貞享三年三月十六日までの四年三カ月余りの生涯をおくることとなる。現在のお松権現社に掲げられている【御由緒】がこの四年三カ月にあたる。

言わば、この傳五兵衛夫婦こそが、お松の悲劇の真相を知る生き証人であり、今日の伝承は彼の口伝が原点であり、後々これを継承されてきたものである。

お松がこの加茂に留まる決意には、夫の命によりその真実を訴えんが為である。この争いでお松の訴えがもし認められたとしても、お松には相続権は無く、手にするものは何も無い。伝承に言う担保の五反地の利権は、後任の庄屋傳兵衛に受け継がれることになる。ただ夫の無念を晴らさんが為の一念からであろう。

お松は真実を訴え、その命をも犠牲にして「義」を貫いている。

お松のその気概には、自己を律した崇高な精神を擁し、武士道にも通じる素養がその行動の理念ではないだろうか。傳五兵衛は、この事件の大きな衝撃と同時にその感銘は魂にも刻み込まれたことであろうか、このことを口伝によって後世に伝え、このことを矜持し、義理大権現として祭祀している。

傳五兵衛は組頭政所を勤め、その後、この史料にはこれまでの政所は庄屋に改称されたとの記述がある。

また、元禄十年には藩主綱矩公、享保三年には蜂須賀修理大夫吉武、享保十三年には薬草奉行の植村佐兵衛治のそれぞれの本陣御宿の重任を仰せつかっている。

この傳五兵衛家重は、お松の事件の真相を知る生き証人であり、権現祭祀や口伝にも大きな関わりを持つ興味深い人物であり、お松の死後も、約五十年後という長きに亘り、享保二十年（1735）八月十五日に八十四歳の生涯を終えている。その三十七年後には、祭祀の確証である義理権現の記実（安永二年歴代法名書写）が確認されている。法名書写とは元本があつてのことであり、お松終命と同時に儀理大権現として祭祀されたものと思われる。

お松の法名は離楓妙散、(位牌、重家の歴代法名参照)

法名には、故人の人生そのものが、その生きざまが凝縮され、たった四文字の中に籠められていると言う。離楓妙散とは、紅葉した楓が妙に散りゆくみやびな情景が脳裏に浮かぶ秋の風情である。だが、お松の命日は旧暦三月十六日で秋ではなく春。現在の新暦では四月半ばにあたる。まだ生命に満ちた新緑の萌え立つ時節。若葉の楓が妙に散ることは不自然である。この不自然こそが異変であり、伝承されるお松の処刑を暗に示したものとされている。

仏教では故人の地位や階級に応じての法名が付けられ、藩主、大名には院殿大居士が、その下には院や居士、大姉、信士、信女など身分制度に応じた形で受け入れられている。

権現と言う崇号はまた別格である。仏教では庶民に善行を勧め、その行いを積むことにより極楽浄土に導かれると説く。道徳的、人道的見地は仏教の本義である。お松の崇号には儀と義の二つの文字が使われ、儀の語彙には、(宜し、則る、象る、模範)、義には(宜し、正し、)理には(ことわり、道義、道理、)

義理とは人としてなすべき道。また儀理とは道義に則ること。権現とは御仏が衆生を済度(救う)する為に化身した神のこと。(本地垂迹説)。

加茂村の一宿寺は太龍寺再興の勅命をうけ、長範大僧正一行が一宿したと言われる古刹である。

(加茂谷村誌、一説には享保年間説も) 五明に通ずる住職はお松に儀理大権現の崇号を受けている。

尚、当社本殿に祭祀されている札には



本願一宿寺鑿海
奉再建儀理大権現一宇威光自在祈所
大願主 施主 阿瀬川卯一良

裏面には天保十己亥歳三月吉良日（1839）とあり、一宿寺鑿海との記載は八代住職がお松の命日の法要に携っている。

ただ、那賀郡相生村妙法寺住職遠藤信雄氏の昭和三年の調査資料には、一宿寺歴代先師には初代が阿舍利良興享保丙馬十一年十二月二十五日 年三十九 當寺墓有之 とあり、享保年間説（1716～1736）ではお松の命日（1686）に付けられた法名、崇号は一宿寺との関わりは創立以前であり疑問が残るが、太龍寺傘下には七寺院があり、また、加茂村は八幡神社との別当であり、いずれかの寺院が関わったのであろう。

【儀理大権現】の記載の御札には、安永二年の法名書写、位牌、天保十年、慶応元年、明治二十一年、大正十二年

【義理大権現】の記載の御札には享和元年、嘉永六年、慶応元年、明治十六年、明治三十五年がある。

左写真は享和元年（1801）義理大権現



三 お松の事件の真相を知る五代（庄屋） 家重（1652～1735）から歴代法名書写した九代 重家（1750～1777）までの経緯を追ってみたいと思います。

現在の定年にあたる隠居は、当時五十歳が通例である。五代庄屋家重は承応元年生（1652）で隠居は元禄十四年（1702）と思われる。

◆六代（庄屋）に頼重は那東郡桑野邑東條佐渡守齋紅露興市兵衛の長男 延宝二年生（1674）、妻は於照（家重一女）

1702年が家重隠居と推定され、頼重は二十八歳で庄屋就任、この時傳五兵衛に改名。頼重の五十歳の隠居が1723年になる。頼重夫妻には、英重、真重、於左馬、正重の4人の子がいる。尚、正重は（家筋次第書）を執筆

◆七代（庄屋）に英重（頼重長男）は元禄十四年（1701）生まれ、頼重隠居が1723年は二十二歳の庄屋就任で傳五兵衛に改名。享保十一年（1726）十二月二十一日に死去。庄屋の就任は僅か三年である。この年享和十一年は、二月二十七日に頼重妻於照が、翌日二月二十八日に

は頼重が相次ぎ死去している。この年五代家重七十五歳になる。

◆八代（庄屋）に真重（頼重二男）宝永元年生（1704）英重の死後、享保十二年（1727）に就任したものとされる。傳五兵衛に改名、宝暦五年（1755）五十一歳で死去。

この八代真重三十一歳の年、お松の事件の真相を知る五代（家重）が八十四歳にて死去している。五代（家重）より八代（真重）までの四人は庄屋勤役後いずれも傳五兵衛を襲名していることから五代家重の薫陶は大きく、お松の事件も聞かされたことであろう。

◆九代（庄屋）重家（真重嫡男）系図には寛永三年（1626）生れと記実されているが年代が合わない。寛延三年（1750）生まれの誤りであろう。次第書には傳五兵衛病死するに付き、大重院様の計らいにより俸禄はこれまで通り二十石、宝暦五年（1755）僅か六歳の勤役はこの史料にも適合している。後見に西善太左衛門が、明和三年（1766）までの十一年間を組頭庄屋の職務を執り行っている。明和三年（1766）六月二十五日後見御免となり、重家十六歳は元服を迎えての年である。重英公により西姓より阿瀬川に改姓が許され、左衛門と改号。組頭庄屋

安永二年（1773）二十三歳の春 歴代法名書写（儀理権現の記実あり、お松死後87年後）また、重家は系図も作成

▼【阿波誌】には

加茂豊 藤原兼継此ノ処ニ據ル櫛山城ト称ス

藤原兼重 湯浅権頭ト称ス 其ノ先ハ紀伊阿瀬川ノ人 其裔兼休加茂ニ居ル阿瀬川左エ門ト

称ス 阿瀬川ハ源右大将頼朝割ク所 熊野雨宮ヲ造ル料ト為ス 瑞雲公及源持常ノ書ヲ蔵

ス・・・

▼六代頼重とその妻於照には4人の子があり。系図(小)参照、娘於左馬は西善右衛門の妻、その子は九代重家の後見の善太左衛門で、重家とは従兄弟にあたる。

その善太左衛門の子孫である西基次氏より、昭和三十四年三月に家宝の（虎の巻）が奉納されている。桐の小箱に収められ、縦20センチの和紙4メートル。

天罰の巻、地罰の巻、身堅の巻に別れ、印の結び方、呪文、祭壇の作り方などの記述があり末尾には、

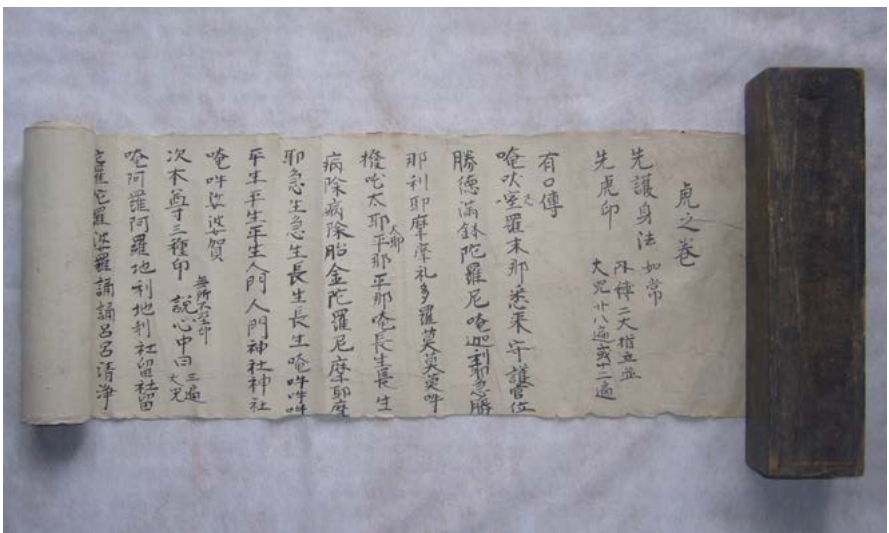
阿陽那賀郡橋浦法印利見上人

天保十五年（1844）十一月吉日

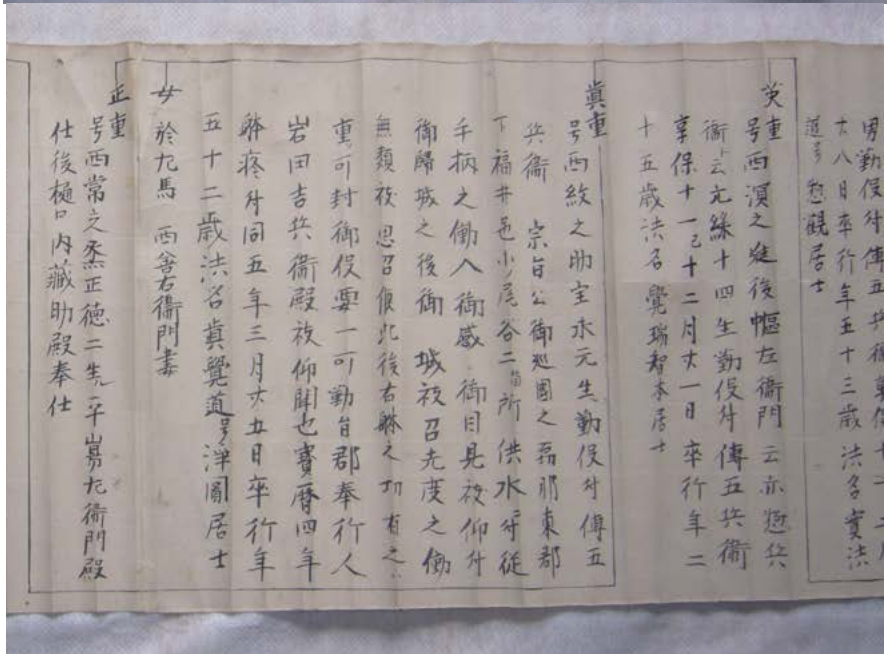
西善太左衛門信房、西賢太郎信近

善太左衛門は組頭庄屋としての任務の中、神仏の加護を求め、雨乞いや五穀豊穰を、またお松の供養にも用いられたのかも知れない。

写真は（虎の巻）



系図（小）



◆ 十代庄屋 吉良次（1768～1832）善太左衛門二男 妻（重家一女）式 代には

享和元年（1801）奉義理大権現の札

◆ 十一代庄屋 宇一郎（1795～1864）代には

天保十年（1839）、元治2年（1865）奉義理大権現の札

◆ 十二代庄屋 盛吉（1831～1917）代には、最後の庄屋となり、明治を迎える。

厳しい身分制度中で、お上を憚りながらも秘かに語り伝えられてきたこの伝承が、公然と語られ世に出たのは、言論にも自由がもたらされた明治以後である。

昭和初期には春子太夫一座の芝居での興行があり、その後、昭和十六年、新興キネマによる映画化の企画があつたが、太平洋戦争の激化にともない実現するには至らなかった。

昭和五十三年 宮田雅之画伯の切り絵によるお松大権現御由緒十点が奉納。

昭和六十三年 宗教法人に認可

▼伝説五反地

庄屋惣兵衛が金子借用の為、担保に書き入れたと伝えられる五反地は、転売されるそのたび事に、怪事が生じたと言ひ伝えられている。

いつの頃か太龍寺が所有し、その小作人は連名で昭和五年十二月お百度石を奉納している。お松への畏敬の念からである。

その後、農地は寺社での所有が禁じられ、農地改革後も所有する者無く、農林省が所有するとい

う時代もあった。平成の圃場整備が進められ、現在はお松権現社が三反余りを、残り二反は氏子らが所有している。

昭和三十七年に拝殿建立までは、西から東に向かう参道に背を向けてお松の社は建てられていた。五反地や刑場の加茂磧を見るに忍びないからと言いつつ伝えられている。

奉納歌に

邑はみな深き恨みの五反地の貞享のあはれ今も知りいし 示拙庵主人

▼猫之塚

お松さんが寵愛していた猫は、庄屋敷の西北隅に祀られていたが、近辺に住宅が建てられ、環境にも不浄をきたし、昭和二十六年、現在のお松権現社境内に遷宮の記録が残されている。